

第147回 定時株主総会招集ご通知

2021年1月1日～2021年12月31日

開催日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時
（午前9時30分に開場いたします。）

開催場所

東京都品川区東大井五丁目23番37号

当社本店 2階セミナールーム

※前回と会場を変更しております。詳細は裏表紙の
「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

※株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感
染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、**株主
総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はイ
ンターネット**で事前に議決権行使をいただくよう強く
ご推奨申し上げます。

※**本年は株主総会におけるお土産はございません。**何卒
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■第147回定時株主総会招集ご通知	1
■事業報告	5
■連結計算書類	25
■計算書類	27
■監査報告	29
■株主総会参考書類	35
第1号議案 剰余金処分の件	35
第2号議案 定款一部変更の件	36
第3号議案 取締役9名選任の件	38
第4号議案 監査役2名選任の件	46
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	48
第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応策（買収防衛策）更新の件	51

証券コード 7976
2022年3月8日

株 主 各 位

東京都品川区東大井五丁目23番37号
三菱鉛筆株式会社
代表取締役会長 数 原 英 一 郎

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネットで事前に議決権行使をいただくよう強くご推奨申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月29日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目23番37号
当社本店 2階セミナールーム
(本冊子末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第147期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第147期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況並びに会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載いたしていません。なお、監査報告の作成に際して監査役が監査した事業報告には、上記業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況並びに会社の支配に関する基本方針が含まれております。また、監査報告の作成に際して会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれております。

【当社ウェブサイト】<https://www.mpuni.co.jp/ir/index.html>

○事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合又は株主総会の運営方法に大きな変更が生じる場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使（ご推奨）

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後5時10分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否
をご表示いただき、行使期限までに到着する
ようご返送ください。

インターネットによる議決権行使（ご推奨）

行使期限

詳細は次ページをご覧ください。

2022年3月29日（火曜日）
午後5時10分まで



スマートフォン等により議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

【複数回行使された場合の議決権の取り扱い】

書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会への出席による議決権行使

開催日時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時
（開場 午前9時30分）



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。
- ・代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

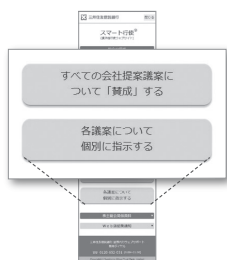
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

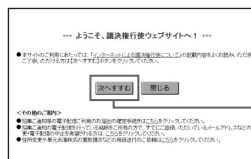
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

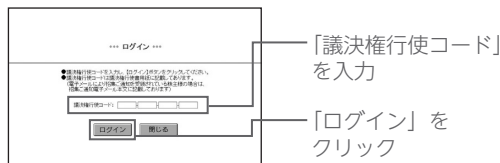
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

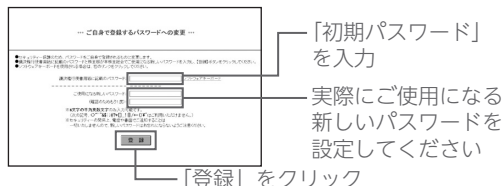
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 ※受付時間 9:00~21:00
(年末年始を除く)

新型コロナウイルス感染症への対応とお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点より、書面又はインターネットで事前に議決権行使をいただき、極力、株主総会へのご来場をお控えいただくようご推奨申し上げます。

【ご来場される株主の皆様へのお願い】

- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等の感染予防にご協力をお願いいたします。
- ・会場入り口で検温にご協力いただくことがございます。また、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけして、ご入場をお断りする場合がございます。

【当社の対応について】

- ・株主総会の議事は、時間を短縮して行う予定です。
- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・感染予防の観点から会場内の座席の間隔を確保するため、座席数を減らしております。当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※今後の状況により、上記対応を含む株主総会の運営方法を変更する場合がございます。大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mpuni.co.jp/ir/index.html>)にてお知らせいたしますので、ご来場前にご確認くださいようお願い申し上げます。

※本年は株主総会におけるお土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、日本国内においてもワクチン接種等の政策によって、経済活動の持ち直しに向けた期待感が持たれたものの、変異株の感染再拡大による内外経済への下振れリスクを抱えた状況で推移しております。また、コンテナ不足や輸送コストの上昇といった世界的な物流の混乱が長期化することも懸念され、依然として先行きの見通せない状況が続いております。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、国内市場では、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の長期化によって、イベント向けのノベルティとしての利用の減少や、インバウンド需要の低迷が続いております。一方、世界的にワクチン接種が進展したことに伴い、海外市場を中心に需要回復の基調が見られました。また、自宅での時間が増えたことで、生活をより充実させるためのアート&クラフトといった需要も定着しつつあります。さらに、インターネットの普及は流通に変化をもたらし、お客様の消費行動を変容させました。加えて、地球環境への関心の高まりから、お客様の消費に対する価値観が変わりつつあり、こうした市場の変化に迅速に対応していかなければ、厳しい市場競争から脱落しかねない状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループでは、従業員及びお取引先様の安全確保と事業継続の両立を念頭におきながら、年間を通して新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて勤務体制や行動様式を工夫しつつ、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、お客様が潜在的に抱えるニーズの具現化や社会環境に適応した商品の提供を念頭に、お客様の「書く、描く」行為に喜びや驚きといった彩りを添えることができる商品開発に継続して取り組んでまいりました。環境問題への取組みといたしまして、海洋汚染の要因の一つとして排出量の削減が求められているプラスチックの代替材料として紙を主原料としたボールペンのリフィルの開発に世界で初めて成功しました。このリフィルでは使用するプラスチックを従来品から約88%減らすことができました。また、当社は使い終わった鉛筆を棒状肥料やバイオマス発電として再利用する「鉛筆の資源循環システム」の

実証実験を他社と協業し実施しております。当社は、再利用しやすい鉛筆として国産ヒノキ材から「フォレストサポーター鉛筆」を開発いたしました。そして、世界販売本数が年間1億本以上の「ジェットストリーム」シリーズから「JETSTREAM（ジェットストリーム）新3色ボールペン」を発売し、同時に、インク容量を約70%増量した「長持ちリフィル」を発売いたしました。リフィルのチューブを薄くすることで既存製品（SXR-80）と同じ形状で互換性を保ったままインク量を増加するとともに、プラスチック使用量も既存製品に比べ約30%減量し、パッケージも紙製のものを採用しました。このように社会が求める市場環境の変化に応じた新製品やサービスの提供に努めてまいりました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における売上高は618億94百万円（前期比12.2%増）、営業利益は75億20百万円（前期比36.9%増）、経常利益は83億9百万円（前期比38.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は56億58百万円（前期比49.1%増）となりました。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業におきましては、海外市場での売上の回復基調が底堅く継続し、業績を牽引いたしました。それにより、外部顧客への売上高は596億28百万円（前期比12.8%増）となりました。粘着テープ事業、手工芸品事業といったその他の事業におきましては、事業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、外部顧客への売上高は22億65百万円（前期比2.3%減）となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は39億65百万円でした。このうち、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は38億75百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、横浜事業所の一部建物建築のほか、ボールペン製造用設備及び金型並びに研究用設備であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものではありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、1887年（明治20年）の創業以来、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、高品質で付加価値の高い筆記具をお届けすることによって、より多くのお客様に喜んでいただくことが使命であると考え、筆記具事業を中心に活動してまいりました。

当社グループを取り巻く筆記具の市場環境は、近年におけるテクノロジーの飛躍的な進化によって、多数の製品やサービスが生み出され、筆記具の代替となる表現手段が幅広く出現してまいりました。さらに、インターネットの普及は加速度的にグローバル化を推し進め、お客様の消費行動を変化させております。一方、地球環境という共通の資源に対する関心の高まりは、お客様の消費に対する価値観を変えつつあります。

このような市場環境のなか、当社グループは、改めて創業から積み重ねてきたお客様への提供価値に立ち返り、再定義するに至りました。当社グループが筆記具という製品を介してお届けしてきた提供価値とは、「書く、描く」ことによって、お客様ひとりひとりが生まれながらに持つ個性や才能をかたちにすることであり、またそういった活動を支えることであると考えております。そして、当社グループが今後さらなる発展を遂げるためには、このような提供価値を起点として、新たな市場の開拓とさらなる価値の創出を通じた売上と利益を伴うシェア拡大が必要であり、また筆記具事業と新規事業を組み合わせることによって、お客様への提供価値をさらに高めることが不可欠であると考えております。そのためには、企業の成長のみならず、自然環境や社会との共生を前提としたサステナブルな体制を構築していくことが重要であると考えております。

また、当社グループは、筆記具事業で培った技術を用いて、化粧品事業やカーボン製造技術及びインク分散技術を筆記具以外の用途と組み合わせ、新規事業にも積極的に取り組んでまいりました。今後は、新たな事業機会の探索により一層努めるとともに、事業を育成し、飛躍させるための仕組みづくりに尽力してまいります。

これらの取り組みを通じて、当社グループに関係される多くのステークホルダーの方々との間で信頼関係を築き、持続した成長を実現できる当社グループを目指してまいります。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第144期 (2018年12月期)	第145期 (2019年12月期)	第146期 (2020年12月期)	第147期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (百万円)	62,498	62,034	55,180	61,894
営 業 利 益 (百万円)	8,925	7,202	5,493	7,520
経 常 利 益 (百万円)	9,283	7,580	5,988	8,309
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,778	4,436	3,794	5,658
1株当たり当期純利益 (円)	100.31	77.84	67.57	100.96
総 資 産 (百万円)	116,882	118,644	114,882	123,792
純 資 産 (百万円)	89,151	90,849	91,855	97,673
1株当たり純資産額 (円)	1,530.20	1,581.60	1,604.90	1,715.15

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第145期の期首から適用しており、第144期の金額は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

区 分	第144期 (2018年12月期)	第145期 (2019年12月期)	第146期 (2020年12月期)	第147期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (百万円)	47,406	47,756	40,129	45,507
営 業 利 益 (百万円)	5,255	4,660	2,351	4,514
経 常 利 益 (百万円)	6,170	5,876	3,411	6,692
当 期 純 利 益 (百万円)	4,196	3,987	2,224	5,096
1株当たり当期純利益 (円)	70.10	67.30	38.08	87.30
総 資 産 (百万円)	90,765	92,796	86,889	93,551
純 資 産 (百万円)	66,647	67,836	67,047	70,506
1株当たり純資産額 (円)	1,119.96	1,156.54	1,148.43	1,210.30

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第145期の期首から適用しており、第144期の金額は、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
山形三菱鉛筆精工株式会社	20百万円	100.0%	当社仕様製品の製造
三菱鉛筆東京販売株式会社	18百万円	99.5 (33.5)	当社製品の卸売販売
三菱鉛筆関西販売株式会社	15百万円	100.0 (50.0)	当社製品の卸売販売
ユニ工業株式会社	50百万円	100.0	粘着テープの製造販売
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	3,575千米ドル	100.0	当社仕様製品の製造
uni-ball Corporation	2,999千米ドル	100.0 (100.0)	当社製品の卸売販売

(注) () 内は間接所有の割合で内数です。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

① 筆記具及び筆記具周辺商品事業部門

鉛筆、シャープペンシル、シャープ替芯、油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインクボールペン、サインペン等の筆記具並びにOA用品、シャープナー、筆入、消しゴム、修正用品及び化粧品等の筆記具周辺商品の製造及び販売を行っております。

② その他の事業部門

粘着テープ、手工芸品の製造及び販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

本社 東京都品川区

横浜事業所 神奈川県横浜市

群馬工場 群馬県藤岡市

山形工場 山形県東置賜郡川西町

② 主要な子会社の事業所

山形三菱鉛筆精工株式会社	山形県東置賜郡川西町
三菱鉛筆東京販売株式会社	東京都品川区
三菱鉛筆関西販売株式会社	大阪府大阪市
ユニ工業株式会社	栃木県下都賀郡壬生町
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ハノイ
uni-ball Corporation	アメリカ イリノイ州

(9) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
筆記具及び筆記具周辺商品事業部門	2,723 (315) 名	143名減 (30名減)
その他の事業部門	93 (118) 名	4名増 (3名減)
合計	2,816 (433) 名	139名減 (33名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に当連結会計年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
578 (155) 名	13名減 (6名減)	41.7歳	18.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に当事業年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,192百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	769
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	767
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	716
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	514
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	384
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	263
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	131
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	59

(注) 1.当社は運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社横浜銀行を主幹事とする取引銀行計5行との間で、シンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しており、その借入極度額は14,050百万円です。また、この契約に基づく借入実行残高は780百万円です。

2.当社は新社屋建設のために、株式会社横浜銀行を主幹事とする取引金融機関計9社との間で、シンジケート方式によるタームローン契約を締結しております。また、この契約に基づく借入実行残高は4,018百万円です。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社（外国会社を含む）の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社(外国会社を含む)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 257,145,168株
- (2) 発行済株式総数 64,286,292株
- (3) 株主数 6,077名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,681百株	6.98%
株式会社横浜銀行	29,165	5.00
株式会社三井住友銀行	25,337	4.34
三井住友信託銀行株式会社	25,000	4.29
三菱鉛筆取引先持株会	24,363	4.18
大同生命保険株式会社	23,440	4.02
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	19,030	3.26
三井住友海上火災保険株式会社	19,030	3.26
明治安田生命保険相互会社	17,994	3.08
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,274	2.79

（注）上記のほか、当社は自己株式を60,308百株保有しております。また、上記「持株比率」は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 11,900株	5名

（注）当事業年度中に交付された株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って交付された当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

(6) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	数原英一郎	富士急行株式会社 社外監査役
代表取締役社長	数原滋彦	山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役
取締役常務執行役員	横石浩	マーケティング統括
取締役常務執行役員	永澤宣之	管理統括兼コンプライアンス担当
取締役常務執行役員	切田和久	技術統括兼全社品質担当兼環境担当
社外取締役	妹尾堅一郎	特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 一般社団法人日本知財学会 理事 株式会社ギフティ 社外取締役
社外取締役	青山藤詞郎	DMG森精機株式会社 社外取締役
社外取締役	矢野麻子	株式会社BLOOM 代表取締役 株式会社ヤオコー 社外取締役 株式会社三陽商会 社外取締役 株式会社サーキュレーション 社外取締役
常勤監査役	都丸淳	
常勤監査役	深井明	
社外監査役	青井俊夫	横浜丸魚株式会社 社外取締役 株式会社レンブラントホールディングス 顧問
社外監査役	梶川融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長 キッコーマン株式会社 社外監査役 株式会社柿安本店 社外監査役

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

(注) 1.当事業年度中の会社における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
横石 浩	取締役常務執行役員 マーケティング統括	取締役常務執行役員 海外担当兼グローバルマーケティング担当兼化粧品事業担当	2021年3月30日
永澤 宣之	取締役常務執行役員 管理統括兼コンプライアンス担当	取締役常務執行役員 人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当	2021年3月30日
切田 和久	取締役常務執行役員 技術統括兼全社品質担当兼環境担当	取締役常務執行役員 技術統括兼全社品質担当	2021年3月30日

- 2.社外取締役青山藤詞郎氏は、当事業年度中に学校法人慶應義塾の常任理事を退任いたしました。
- 3.社外監査役青井俊夫氏は、当事業年度中に横浜丸魚株式会社の社外取締役に就任いたしました。
- 4.当社は、社外取締役である妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏並びに社外監査役である青井俊夫氏及び梶川融氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5.社外監査役青井俊夫氏は、金融機関における取締役としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.社外監査役梶川融氏は、公認会計士としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7.当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2022年1月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
上席執行役員	長谷川 直人	財務担当
上席執行役員	山村 伸夫	国内営業部長兼商品開発部長
上席執行役員	鈴木 孝雄	人事担当兼システム担当
執行役員	高橋 智廣	生産担当兼全社生産技術担当
執行役員	庄子 揚	生産統括部長兼上海地区担当
執行役員	平野 功一	経営企画室長
執行役員	荻原 康明	技術担当兼知的財産担当兼研究開発センター品川所長
執行役員	小宮 基裕	化粧品事業室長
執行役員	手島 修	海外営業部長

(2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

辞任又は解任により退任した取締役及び監査役はおりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については、500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役については、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。

但し、被保険者の職務の執行の適法性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

なお、被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 額			合 計
		基 本 報 酬 (金銭報酬)	賞 与 (金銭報酬)	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 (非金銭報酬)	
取 締 役	8名	229百万円	—	18百万円	248百万円
監 査 役	4名	63百万円	—	—	63百万円
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	293百万円 (42百万円)	—	18百万円 (—)	312百万円 (42百万円)

(注) 当社は、2017年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後、引き続き在任する取締役11名（うち2021年12月31日現在において在任する取締役は5名です。）に対しては、取締役の退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区分	報酬区分	株主総会の決議年月日	決議の内容	当該決議の定めに係る役員の員数
取締役	基本報酬・賞与 (金銭報酬)	2019年3月28日 開催の第144回定 時株主総会	取締役の報酬等の額として一事業 年度当たり500百万円以内(うち 社外取締役分年額60百万円以内。 ただし使用人兼務取締役の使用人 分の給与は含まない。)	第144回定時株主 総会終結時におけ る取締役9名(う ち社外取締役3 名)
	譲渡制限付株式 報酬 (非金銭報酬)	2020年3月26日 開催の第145回定 時株主総会	譲渡制限付株式に関する報酬等と して取締役(社外取締役を除 く。)に支給する金銭報酬債権の 限度額は、上記株主総会決議で承 認された報酬枠とは別枠で一事業 年度当たり100百万円以内(ただ し、使用人兼務取締役の使用人分 給与は含まない。)とし、各事業 年度において割り当てる譲渡制限 付株式の数の上限は、100,000株 とする。	第145回定時株主 総会終結時におけ る取締役5名(社 外取締役を除 く。)
監査役	基本報酬 (金銭報酬)	2018年3月29日 開催の第143回定 時株主総会	監査役の報酬等の額として100百 万円以内	第143回定時株主 総会終結時におけ る監査役5名

(7)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬制度は、必要な経営人材を確保・維持することができる報酬水準とすることを前提に、その職務の内容に応じ、業務執行を行う取締役については中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する報酬とすること、社外取締役については職責に応じた報酬とすることを基本方針とし、当該方針に基づき報酬制度を設計することとしております。

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬体系は、基本報酬、賞与及び株式報酬によって構成することとしております。基本報酬は、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、会社の業績や経営内容に加え、経済情勢及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で、各取締役の役位や役割、責任範囲に基づいて決定し、毎月、月額報酬として支給することとしております。賞与は、会社の業績や経営内容、従業員に対する賞与の支給状況等を踏まえて、特に支給することが相当と認められる場合に限り、株主総会において承認されている報酬総額の限度内において、支給を決定することとしております。また、株式報酬は、当社の中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、譲渡制限付株式の割当て数とその額は、株主総会においてご承認いただいた範囲内で、他企業の水準等を考慮した上で決定し、定時株主総会后に付与をして役員退任時に譲渡制限を解除することを基本とすることとしております。

社外取締役の報酬体系については、当社の業務執行者の職務執行の監督の職責を負っていることから、基本報酬のみとし、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、その職責及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で決定し、毎月、月額報酬として支給することとしております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、報酬諮問委員会からの助言を踏まえた上で取締役会において決定することとしております。当社の取締役の個人別の基本報酬及び賞与にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、取締役会の決議によって、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定にかかる方針に従い、報酬諮問委員会の審議結果を尊重して決定することを、代表取締役会長数原英一郎氏又は代表取締役社長数原滋彦氏に対して一任し、これに従って代表取締役会長若しくは代表取締役社長が決定、又は代表取締役会長及び代表取締役社長が協議

の上で決定することとしております。また、当社の取締役の株式報酬にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定にかかる方針に従い、報酬諮問委員会からの助言を踏まえた上で、取締役会において決定することとしております。

当社は、取締役の報酬等の決定における客観性と透明性を確保することを目的として、独立役員である社外取締役及び社外監査役が委員の過半数を占める報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬制度の設計に関しては、報酬諮問委員会からの助言を踏まえた上で、取締役会で決定することとしております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会がその内容について上記の決定に係る方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会及び代表取締役においては、報酬諮問委員会の審議結果を尊重し決定をしていることから、取締役会としても、その決定内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(8) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社の監査役の報酬制度は、必要な経営人材を確保・維持することができる報酬水準とすることを前提に、その職務の内容に応じ、監査役については監査の職責に応じた報酬とすることを基本方針とし、当該方針に基づき報酬制度を設計しております。

監査役の報酬体系については、当社の業務執行者の職務執行の監査の職責を負うことから、基本報酬のみとし、株主総会において承認を得た報酬総額の限度内において、その職責及び同業種・同規模の他企業の水準等を考慮した上で決定し、毎月、月額報酬として支給しております。

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び監査役の報酬等の具体的な金額については、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、監査役の協議を経た上で、常勤監査役に一任しております。

(9) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、当社の取締役の個人別の基本報酬及び賞与にかかる報酬等の具体的な金額の決定については、2021年3月30日開催の取締役会の決議によって、株主総会において承認を得た限度額の範囲内において、上記の決定に係る方針に従い、報酬諮問委員会の審議結果を尊重して決定することを、代表取締役会長数原英一郎氏に対して一任し、これに従って代表取締役会長が決定いたしました。

代表取締役会長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているためですが、取締役会から委任を受けた代表取締役会長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び評価の透明性を確保する観点から、代表取締役会長は、報酬諮問委員会の審議結果を尊重して決定しなければならないものとしていきます。

(10)社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役妹尾堅一郎氏は、2021年12月31日現在、特定非営利活動法人産学連携推進機構の理事長、一般社団法人日本知財学会の理事及び株式会社ギフトの社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外取締役青山藤詞郎氏は、2021年12月31日現在、DMG森精機株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と当該兼職先との間に特段の関係はありません。

社外取締役矢野麻子氏は、2021年12月31日現在、株式会社BLOOMの代表取締役、株式会社ヤオコーの社外取締役、株式会社三陽商会の社外取締役及び株式会社サーキュレーションの社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役青井俊夫氏は、2021年12月31日現在、横浜丸魚株式会社の社外取締役及び株式会社レンブラントホールディングスの顧問を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役梶川融氏は、2021年12月31日現在、太陽有限責任監査法人の代表社員会長、キックマン株式会社の社外監査役及び株式会社柿安本店の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	発言状況 社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役 妹尾 堅一郎	取締役会 13回/13回中	技術とビジネスを結びつける実践的研究による専門的知識と、多様な役位の経験に基づき、客観的かつ多角的な視点から、当社の取締役会及び任意の委員会などの場で、ガバナンス体制の強化に資する助言・提言等を行っており、経営における重要な意思決定の妥当性・適正性の確保における適切な役割を果たすとともに、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 青山 藤詞郎	取締役会 13回/13回中	機械工学・生産工学を始めとする分野における豊富な知識や経験に加え、学校法人慶應義塾の常任理事等を歴任し、幅広い知見を有しております。これらの経験等から、当社の取締役会及び任意の委員会などの場で、業界にとらわれない視点から、経営における重要な意思決定の健全性・透明性の向上につながる有益な助言・提言等を行うことで適切な役割を果たすとともに、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 矢野 麻子	取締役会 13回/13回中	企業経営やダイバーシティ経営に関する豊富な知見に加え、マーケティング及びブランディングに関する幅広い知識と実績を活かして、当社の取締役会及び任意の委員会などの場で、独立した立場から、ガバナンス強化やダイバーシティの推進を始めとする多角的な発言を行うことにより適切な役割を果たすとともに、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役 青井 俊夫	取締役会 13回/13回中 監査役会 12回/12回中	金融機関での企業経営者としての豊富な経験や財務及び会計に関する知見を有し、これらの幅広い見識を当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役 梶川 融	取締役会 13回/13回中 監査役会 12回/12回中	公認会計士としての財務及び会計分野における専門的知識や幅広い経験と、多様な役位を務めるなかで培われた幅広い見識を当社の監査に反映し、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。
- 3.当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.mpuni.co.jp/ir/index.html>) に掲載しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.mpuni.co.jp/ir/index.html>) に掲載しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを利益配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充ててゆく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら、財務状態、経営成績、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、後記の株主総会参考書類35ページに記載しております第1号議案にご提案のとおり、1株当たり16円とさせていただきたいと存じます。本議案が承認可決されますと、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金16円とあわせて32円（前事業年度から1円の増配）となり、当事業年度における当社の配当性向は36.7%となります。

また、当事業年度は、自己株式の取得につきましても、財務状態や株価の推移等を勘案した結果、利益還元策のひとつとして実施しております。

7. その他会社の現況に関する重要な事項

製品別売上高

当社の製品別売上高とその構成比は次のとおりであります。

製品別	売上高	構成比	主要製品名
	百万円	%	
鉛筆	3,545	7.8	鉛筆、色鉛筆
シャープ	5,975	13.1	シャープペンシル、シャープ替芯
ボールペン	21,702	47.7	ゲルインクボールペン、水性ボールペン、油性ボールペン
サインペン	10,347	22.7	水性サインペン、油性マーカー、筆ペン
筆記具計	41,570	91.3	
OA用品	284	0.6	OA用品、ファイル
机上用品	590	1.3	事務用品、学用品
その他	3,062	6.7	化粧品、カーボン製品、印章
非筆記具計	3,937	8.7	
合計	45,507	100.0	

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流 動 資 産	81,413	流 動 負 債	17,631
現金及び預金	44,931	支払手形及び買掛金	8,314
受取手形及び売掛金	16,567	短期借入金	1,516
たな卸資産	18,831	未払法人税等	1,849
その他	2,483	賞与引当金	564
貸倒引当金	△1,400	返品引当金	41
固 定 資 産	42,379	未払金	2,468
有形固定資産	24,633	その他	2,877
建物及び構築物	14,850	固 定 負 債	8,487
機械装置及び運搬具	3,739	長期借入金	3,298
土地	3,782	繰延税金負債	474
建設仮勘定	1,515	退職給付に係る負債	3,817
その他	744	役員退職慰労引当金	101
無形固定資産	1,395	その他	796
投資その他の資産	16,350	負 債 合 計	26,119
投資有価証券	14,175	(純資産の部)	
繰延税金資産	337	株 主 資 本	89,229
退職給付に係る資産	758	資本金	4,497
その他	1,080	資本剰余金	3,976
貸倒引当金	△0	利益剰余金	87,708
資 産 合 計	123,792	自己株式	△6,953
		その他の包括利益累計額	6,654
		その他有価証券評価差額金	4,557
		為替換算調整勘定	1,793
		退職給付に係る調整累計額	303
		非支配株主持分	1,789
		純 資 産 合 計	97,673
		負 債 純 資 産 合 計	123,792

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

科 目		金 額	
		(百万円)	
高価	61,894		
利益	31,226		
利益	30,667		
管理費	23,146		
利益	7,520		
利息	18		
当座	324		
貸付	63		
金	37		
益	349		
入	87		
他	67		949
費用			
利息	31		
手数料	57		
引	62		
他	10		160
利益	8,309		
利益	102		
益	195		
金	83		381
損失	15		
損失	48		
損失	341		
損失	156		
他	33		594
利益	8,095		
税	2,546		
額	△364		2,182
利益	5,912		
利益	254		
利益	5,658		

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流動資産	50,704	流動負債	15,371
現金及び預金	23,442	支払手形	1,264
受取手形	430	買掛金	7,473
売掛金	12,888	短期借入金	1,500
たな卸資産	9,994	未払金	1,938
未収入金	2,408	未払費用	848
未収消費税等	1,194	未払法人税等	1,370
その他	502	賞与引当金	261
貸倒引当金	△157	返品引当金	83
固定資産	42,847	その他	631
有形固定資産	22,160	固定負債	7,673
建物	14,106	長期借入金	3,298
構築物	93	繰延税金負債	355
機械及び装置	2,519	退職給付引当金	3,410
車両運搬具	1	その他	609
工具、器具及び備品	601	負債合計	23,045
土地	3,383	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,456	株主資本	65,946
無形固定資産	555	資本金	4,497
ソフトウェア	511	資本剰余金	3,594
その他	44	資本準備金	3,582
投資その他の資産	20,130	その他資本剰余金	12
投資有価証券	14,144	利益剰余金	64,067
関係会社株式	4,765	利益準備金	824
長期貸付金	690	その他利益剰余金	63,243
長期前払費用	109	固定資産圧縮積立金	480
その他	421	別途積立金	44,585
資産合計	93,551	繰越利益剰余金	18,177
		自己株式	△6,212
		評価・換算差額等	4,559
		その他有価証券評価差額金	4,559
		純資産合計	70,506
		負債純資産合計	93,551

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

科 目	金 額	
		(百万円)
売 上 高 価 益		45,507
売 上 原 利 益		27,116
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,875
営 業 外 利 益		4,514
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,541	
為 替 差 益	391	
受 取 地 代 家 賃 他	297	
そ の 他	34	2,265
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	57	
そ の 他 益	3	87
特 別 常 利 益		6,692
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	195	
受 取 補 償 金	52	247
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	10	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48	
工 場 再 編 損 失	341	
減 損 損 失	156	556
税 引 前 当 期 純 利 益		6,383
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,455	
法 人 税 等 調 整 額	△168	1,286
当 期 純 利 益		5,096

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田敬二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田宏高 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内啓行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田敬二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田宏高	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内啓行	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 都 丸 淳 ㊟

常勤監査役 深 井 明 ㊟

社外監査役 青 井 俊 夫 ㊟

社外監査役 梶 川 融 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第147期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき16円
なお、この場合の配当総額は、932,087,232円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を表しております。）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第13条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p data-bbox="429 338 492 364">(新設)</p> <p data-bbox="178 545 541 571">第14条～第42条 (条文省略)</p> <p data-bbox="429 878 492 904">(新設)</p>	<p data-bbox="768 178 984 204">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="768 213 1332 349">第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="783 358 1332 530">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="768 545 1188 571">第14条～第42条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="768 595 825 621">附則</p> <p data-bbox="768 630 1332 904">1. 変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="768 913 1332 1049">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="768 1058 1332 1191">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位、担当	属性
1	数原 英一郎	代表取締役会長	再任
2	数原 滋彦	代表取締役社長	再任
3	横石 浩	取締役常務執行役員 マーケティング統括	再任
4	永澤 宣之	取締役常務執行役員 管理統括兼コンプライアンス担当	再任
5	切田 和久	取締役常務執行役員 技術統括兼全社品質担当兼環境担当	再任
6	鈴木 孝雄	上席執行役員 人事担当兼システム担当	新任
7	青山 藤詞郎	社外取締役	再任 社外 独立役員
8	矢野 麻子	社外取締役	再任 社外 独立役員 女性
9	嶋本 正		新任 社外 独立役員

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 証券取引所の定めに基づく独立役員

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	す ばら えい ちろう 数 原 英 一 郎 (1948年7月19日生) 再 任	1974年8月 当社入社 1980年3月 当社取締役 1982年3月 当社常務取締役 1985年3月 当社取締役副社長 1987年3月 当社代表取締役社長 2015年6月 エーザイ株式会社社外取締役 2019年3月 当社代表取締役会長兼社長 2020年3月 当社代表取締役会長 (現任) 2020年6月 富士急行株式会社社外監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 富士急行株式会社 社外監査役	393,507株
[取締役候補者とした理由] 1987年に当社代表取締役社長に就任して以来、優れたリーダーシップを発揮し、長年にわたり社業を牽引してまいりました。これまで当社グループの持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たしてきたことに加え、今後監督機能のさらなる強化を目指すうえで、その豊富な経験と幅広い知見及び当社グループを俯瞰的に捉える視点が不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	す ばら しげ ひこ 数 原 滋 彦 (1979年2月11日生) 再 任	2005年4月 当社入社 2010年4月 当社群馬工場長 2012年4月 当社営業企画部長 2013年3月 当社取締役経営企画担当 2015年11月 当社取締役経営企画担当兼海外営業企画部長 2016年3月 当社取締役商品開発担当兼新規事業担当 2017年3月 当社常務取締役筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当兼全社品質担当 2018年3月 当社取締役副社長 2019年3月 当社代表取締役副社長 2020年3月 当社代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役	364,540株
[取締役候補者とした理由] 群馬工場長、国内外の営業企画部長及び経営企画、商品開発、新規事業等の責任者を歴任し、国内外の生産から販売にわたる多様な経験と知見を有しており、当社代表取締役社長として優れた経営執行力とリーダーシップを発揮しております。このことから、機動的な経営判断及び迅速な業務執行のさらなる強化を図り、また当社の事業成長と企業価値向上を目指すうえで重要な役割を担う人物であるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	<p>よこ いし ひろし 横石 浩 (1959年4月17日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年10月 当社入社 1998年4月 当社海外事業部長 2001年3月 当社取締役海外事業部長 2005年4月 当社取締役海外営業部長 2017年3月 当社常務取締役海外営業部長 2018年3月 当社常務取締役海外担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員海外担当 2020年3月 当社取締役常務執行役員海外担当兼グローバルマーケティング担当兼化粧品事業担当 2021年3月 当社取締役常務執行役員マーケティング統括(現任)</p>	15,200株
<p>[取締役候補者とした理由] 海外営業部門における豊富なマネジメント経験から、当該部門を長らく牽引し、新規の販路開拓に尽力してまいりました。当社がグローバル市場へのさらなる拡充を図るうえで、その幅広い見識が不可欠であるとともに、経営における意思決定において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>なが さわ のぶ ゆき 永澤 宣之 (1957年4月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1980年4月 当社入社 2001年4月 当社海外事業部付部長 2003年4月 当社経理部長 2006年3月 当社取締役経理部長 2008年1月 当社取締役財務・法務・システム担当 2010年4月 当社取締役財務・法務・システム担当兼内部統制担当 2016年3月 当社取締役経営企画担当兼システム担当 2017年3月 当社常務取締役人事担当兼経営企画担当兼システム担当 2018年3月 当社常務取締役人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当 2021年3月 当社取締役常務執行役員管理統括兼コンプライアンス担当(現任)</p>	25,500株
<p>[取締役候補者とした理由] 経理、財務、法務、システムなどの管理部門における豊富な知識と経験に加え、グループ全体におけるコンプライアンス体制及びリスクマネジメント体制の整備を図るなどの実績を有しております。これらの知見を活かして多角的な視点から当社グループを俯瞰的に捉え、業務執行の監督機能の強化及び経営における意思決定において重要な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	きり た かず ひさ 切田和久 (1958年11月13日生) 再任	1981年4月 当社入社 2003年4月 当社商品開発部長 2007年4月 当社群馬研究開発センター所長 2011年4月 当社商品開発部長 2012年3月 当社取締役商品開発部長 2016年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当 2018年3月 当社常務取締役技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼新規事業担当 2019年3月 当社取締役常務執行役員技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼産業資材担当 2020年3月 当社取締役常務執行役員技術統括兼全社品質担当 2021年3月 当社取締役常務執行役員技術統括兼全社品質担当兼環境担当(現任)	10,400株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>研究開発における経験を軸に、商品開発、化粧品事業、新規事業などに携わり、技術とビジネスを結び付けて商品化するという多くの実績と経験を有しております。また、環境担当として、全社を取りまとめて持続的な事業体制の構築に向けて活動を行っております。これらの豊富な経験に基づく見識が、持続可能な体制の構築に寄与すると判断しており、また経営の意思決定において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
6	すず き たか お 鈴木孝雄 (1962年12月14日生) 新任	1985年4月 当社入社 2009年4月 当社社長室長 2009年8月 当社営業企画部長 2013年4月 当社経営企画室長 2017年4月 当社ITソリューションセンター所長 2018年4月 当社理事ITソリューションセンター所長 2019年4月 当社執行役員ITソリューションセンター所長 2020年4月 当社上席執行役員経営企画室長兼システム担当 2021年4月 当社上席執行役員人事担当兼システム担当(現任)	4,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>経営企画、システム、人事などを中心とする管理部門における豊富な実績と経験を有しております。これらの知見を活かし、多角的な視点から当社を捉え、経営における意思決定と業務執行の監督機能の強化において重要な役割を担うことができると判断したことから、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	<p>あお やま とうじろう 青山 藤詞郎 (1951年8月29日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>1979年3月 慶應義塾大学工学博士 1988年4月 同大学理工学部機械工学科助教授 1995年4月 同大学理工学部機械工学科教授 1996年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授 2009年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長 2015年6月 DMG森精機株式会社社外取締役(現任) 2016年3月 公益社団法人精密工学会会長 2017年3月 当社社外監査役 2017年4月 慶應義塾大学名誉教授 2017年5月 学校法人慶應義塾常任理事 2019年3月 当社社外取締役(現任) 2021年8月 一般財団法人慶応工学会理事長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] DMG森精機株式会社 社外取締役</p>	-
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 機械工学・生産工学を始めとする分野における豊富な知識と経験に加え、学校法人慶應義塾の常任理事等を歴任し、幅広い知見を有しております。これらの経験等から、取締役会及び任意の委員会などの場を通じて、当社が属する業界にとらわれない視点から、当社における経営の意思決定の健全性や透明性の向上につながる有益な意見や助言をしており、主にこのような役割を引き続き担っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会最終の時をもって3年間となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は5年間となります。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 数
8	<p style="text-align: center;"> <small>や の あさ こ</small> 矢 野 麻 子 (1968年1月21日生) </p> <p style="text-align: center;"> 再 任 社 外 独 立 役 員 女 性 </p>	<p>1990年4月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社 1997年9月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 2000年3月 ルイ・ヴィトンジャパン株式会社入社 2002年6月 株式会社セリュックスCOO 2008年10月 株式会社ドラマティック設立 同社代表取締役 2014年5月 テントゥーフォー株式会社設立 同社代表取締役 2015年6月 株式会社ヤオコー社外取締役 (現任) 2015年8月 株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役 2018年6月 ワタベウェディング株式会社社外取締役 2019年3月 当社社外取締役 (現任) 2020年5月 株式会社三陽商会社外取締役 (現任) 2020年11月 株式会社サーキュレーション社外取締役 (現任) 2020年11月 株式会社BLOOM設立 同社代表取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社BLOOM 代表取締役 株式会社ヤオコー 社外取締役 株式会社三陽商会 社外取締役 株式会社サーキュレーション 社外取締役</p>	-
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 企業経営やダイバーシティ経営に関する豊富な知見に加え、マーケティング及びブランディングに関する幅広い知識と実績を有しており、当社の取締役会及び任意の委員会などの場を通じて、当社経営陣から独立した立場から、コーポレート・ガバナンスの強化及びダイバーシティの推進を始めとする多面的な発言を行っており、当社取締役会のさらなる活性化のために重要な役割を担っております。主にこのような役割を引き続き担っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年間となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
9	<p>しまもとただし 嶋本正 (1954年2月8日生)</p> <p>新任 社外 独立役員</p>	<p>1976年4月 野村コンピュータシステム株式会社(現株式会社野村総合研究所)入社</p> <p>2002年4月 同社執行役員情報技術本部長</p> <p>2004年4月 同社常務執行役員情報技術本部長兼研究開発センター副センター長</p> <p>2008年6月 同社代表取締役専務執行役員事業部門統括</p> <p>2010年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2015年4月 同社代表取締役会長兼社長</p> <p>2016年4月 同社取締役会長</p> <p>2019年6月 同社取締役</p> <p>2021年6月 同社特別顧問(現任)</p> <p>2021年6月 リーディング・スキル・テスト株式会社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社野村総合研究所 特別顧問 リーディング・スキル・テスト株式会社 取締役</p>	1,000株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>長年にわたり、株式会社野村総合研究所の経営に携わってこられ、企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることに加え、コーポレート・ガバナンスに関する幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験と知識を活かし、当社の取締役会及び任意の委員会などの場を通じて、当社経営陣から独立した立場から、当社における経営の意思決定の健全性や透明性の向上のために重要な役割を担っていただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1.数原滋彦氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
- 2.数原滋彦氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.の代表取締役を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
- 3.1.及び2.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 4.青山藤詞郎氏、矢野麻子氏及び嶋本正氏は社外取締役候補者であります。
- 5.当社は、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。また、嶋本正氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
- 6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。嶋本正氏を除く各取締役候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、嶋本正氏の選任が承認された場合、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

- 7.当社は、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、嶋本正氏の選任が承認された場合、当社は、同氏も独立役員として指定する予定であります。
- 8.社外取締役候補者である青山藤詞郎氏、矢野麻子氏及び嶋本正氏は、50ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。
- 9.矢野麻子氏の戸籍上の氏名は、齊藤麻子であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役都丸淳氏及び青井俊夫氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	村上 恵美 (1963年5月17日生) 新任 女性	1986年4月 当社入社 2011年7月 MITSUBISHI PENCIL KOREA SALES CO.,LTD.社長 (現任) 2016年4月 当社海外営業企画部長 (現任)	2,000株
	[監査役候補者とした理由] 海外販売会社における経営者や海外営業部門での豊富な経験と知識を有しております。このことから、海外子会社を含めた当社グループに対する監査体制のさらなる強化に重要な役割を担うことができると判断し、監査役候補者としたしました。なお、本総会終結の時をもって、MITSUBISHI PENCIL KOREA SALES CO.,LTD.社長及び当社海外営業企画部長を退任いたします。		
2	石田 修 (1958年11月15日生) 新任 社外 独立役員	1981年4月 株式会社横浜銀行入行 2007年6月 同行監査部長 2010年4月 同行経営管理部長 2011年5月 同行執行役員横浜駅前支店長兼横浜中央ブロック営業本部長 2014年6月 同行常勤監査役 2015年5月 株式会社さいか屋社外監査役 2015年6月 株式会社ヤマト社外監査役 (現任) 2018年4月 株式会社横浜スタジアム監査役 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社横浜スタジアム 監査役 株式会社ヤマト 社外監査役	—
	[社外監査役候補者とした理由] 金融機関において企業経営者と監査役の双方の立場を務められたことで豊富な知識と経験を有していることに加え、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。これらの幅広い見識を当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を行うことができると判断し、社外監査役候補者としたしました。		

- (注) 1.監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.石田修氏は社外監査役候補者であります。
 3.当社は、石田修氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各監査役候補者の選任が承認された場合、各監査役候補者は当社の監査役として当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る監査役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。
- 5.社外監査役候補者である石田修氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
- 6.社外監査役候補者である石田修氏は、50ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。なお、同氏は2018年3月まで株式会社横浜銀行の常勤監査役を務めておりました。当社と同行との間では借入取引を行っておりますが、同基準と照らし合わせ、同行は「当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者」という基準には該当しないこと、また同行は2021年12月31日現在における当社の大株主のうちの1名であります。同基準に定める「当社の直近の事業年度における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」という基準には該当しないこと、さらに、同氏が同行の業務執行者を退任してから約8年、同氏が同行の常勤監査役を退任してから約4年がそれぞれ経過していることから、同氏は独立性を有しているものと判断しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年3月30日開催の第146回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役の菅野智巳氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされております。つきましては、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
菅野 智巳 (1965年12月17日生)	1994年4月 弁護士登録、成富総合法律事務所（現丸の内南法律事務所）入所 2003年10月 同事務所パートナー 2015年6月 仲通り法律事務所設立 代表弁護士（現任）	—
再任 社外 独立役員	[重要な兼職の状況] 仲通り法律事務所 代表弁護士	
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律に関する高度な専門的知識を有していることから、これらの豊富な知見を当社の監査体制に反映し、当社経営陣から独立した立場から、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1.補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.菅野智巳氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- 3.菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。菅野智巳氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、本議案に係る補欠監査役の選任が効力を有する間に、当該保険契約を更新することを予定しております。
- 5.菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 6.補欠の社外監査役候補者である菅野智巳氏は、50ページに記載しております当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしております。

【ご参考】

当社は、2022年2月17日に「『ありがたい姿2036（長期ビジョン）』『中期経営計画2022-2024』の策定に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、「書く、描く」ことを通じて、世界中あらゆる人々の個性と創造性を解き放つ「世界一の表現革新カンパニー」となることをグループ全体の長期ビジョンとして掲げ、この長期ビジョンの達成に向け、2022年から2024年までの中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画の重点施策として、「筆記具事業のグローバル化」、「新規事業の創出・育成」、「サステナブルな体制の構築」に取り組んでおります。

これを実現するために、取締役会として、下記スキルマトリックスに記載の知識・経験・能力等を有するメンバーによってバランスよく構成されることが重要と考えております。取締役候補者及び監査役候補者については、これらのスキルのバランス、多様性を考慮した上で選定しております。なお、すべての取締役候補者及び監査役候補者は、当社又は他の企業等における経営経験を有しております。

取締役／監査役		経営戦略・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル	イノベーション・テクノロジー	ESG(環境・社会・ガバナンス)
代表取締役 会長	数原英一郎	○	○		○		
代表取締役 社長	数原 滋彦	○				○	○
取締役 常務執行役員	横石 浩	○			○	○	
取締役 常務執行役員	永澤 宣之	○	○	○			
取締役 常務執行役員	切田 和久	○				○	○
取締役 上席執行役員	鈴木 孝雄	○	○			○	
社外取締役	青山藤詞郎	○			○	○	
社外取締役	矢野 麻子	○			○		○
社外取締役	嶋本 正	○				○	○
常勤監査役	深井 明	○		○		○	
常勤監査役	村上 恵美	○		○	○		
社外監査役	梶川 融		○	○			○
社外監査役	石田 修		○	○			○

(※) 各人の有するスキル等のうち主なもの最大3つに○印をつけています。各人のスキル等の全てを表すものではありません。

【ご参考】社外役員の独立性基準

当社は、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役及び社外監査役（候補者を含む）は、当社に対する独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。

1. 大株主

当社の大株主又はその業務執行者。なお、大株主とは「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」をいう。

2. 主要な取引先

(1) 当社の主要取引先又はその業務執行者。なお、「当社の主要取引先」とは、下記のいずれかの者をいう。

- ・直近事業年度における、当該取引先から当社への支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者。
- ・当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者。

(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。なお、「当社を主要な取引先とする者」とは下記の者をいう。

- ・直近事業年度における、当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者。

3. 専門的サービス提供者

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他財産的利益を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士及び税理士等の会計税務の専門家、コンサルタント、経営者、大学教授等の専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。

4. 寄付・助成金

当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている者。当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者。

5. 上記1. から4. に過去3年間において該当していた者。

6. 当社又は当社の子会社の取締役、使用人の配偶者又は二親等内の親族。

*本基準において、「業務執行者」とは、取締役、執行役、使用人等名称の如何を問わず当該法人・組合等の団体において業務を行う者をいう。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2022年2月17日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新し、改めて導入することを決定いたしました（本議案において、以下、更新前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「旧プラン」といい、更新後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。本議案は当社定款第16条第1項の定めに基づき、本プランを導入するとともに、当社定款第16条第2項及び第3項の定めに基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、旧プランは、2019年3月28日開催の第144回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいていたまいりましたが、本総会終結の時をもって有効期間の満了により失効する予定です。本プランの内容については、旧プランから、その基本的な枠組みについて変更はありませんが、共同保有者及び特別関係者の範囲や、買付者等に情報提供を要求する事項の内容等について、近時の実務も踏まえて若干の変更を行っております。

また、社外取締役3名を含む当社の取締役全員及び社外監査役2名を含む当社の監査役全員が本プランの導入に賛成していることに加え、当社は、本プランの導入について、旧プランの独立委員会による全員一致の承認を得ております。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。筆記具の本質的価値は、「書く、描く」ことによって、お客様ひとりひとりが生まれながらに持つ個性や才能を表現し、応援することにあると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、筆記具を世界中の人々に広く提供することに加え、そのような筆記具の本質的な提供価値を起点とした新規事業を創出し育成することにより、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、後記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1887年（明治20年）の創業の時から現在まで、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、高品質で付加価値が高い筆記具をお届けすることによって、より多くのお客様に喜んでいただくことが当社の使命であると考え、筆記具事業を中心に活動してまいりました。

しかし、この度、社会におけるあらゆる変化の波が押し寄せ、将来の予測が困難な時代において、改めて立ち止まり、当社が長い活動の中でお客様に対してお届けしてきた提供価値を問い直し、再定義するに至りました。当社が筆記具という製品を介してお届けしてきた提供価値とは、「書く、描く」ことによって、お客様ひとりひとりが生まれながらに持つ個性や才能をかたちにすることであり、またそういった活動を支えることであると考えております。そして、このお客様への提供価値を問い直すことが、当社の企業価値の源泉を紐解くうえでの出発点であります。

当社の事業は、創業者の眞崎仁六の日本にも鉛筆を普及させたいという熱い想いから、「はさみ鉛筆」を一本ずつ販売することからはじまりました。その後、海外製品にも負けない鉛筆をつくりたいという考えから、1958年に当社が誇る最高品質の鉛筆「ユニ」が生まれました。

そして現在、当社の筆記具は日本だけではなくアジアや欧州、北米、中近東など世界で100カ国以上のお客様にご愛顧いただくまでに成長し、当社も大きく活動の場を広げてまいりました。また当社の筆記具は、いつの時代も幅広い年齢層の方々にとって身近な存在であり続けました。幼少期のお子さまが小さな手で色鉛筆やサインペンを握りしめ、お絵描きや塗り絵に親しみながら成長し、鉛筆やシャープペンシルを手にした後、ボールペンで幾多もの事柄を書き綴りながらお年を重ねていくまで、当社の筆記具はお客様の日常と生活に寄り添ってまいりました。そして、優れたアイデアや発想、多くの人々を感動させる作品を生み出す手段としても用いられてまいりました。

当社のものでづくりの指針は、uniqueを由来とするブランド名「ユニ」に込められております。世の中で広く愛されるものとなるためには、唯一無二であって、さらに最高品質の製品やサービスでなければならないと考えております。そして、そのような製品やサービスをお

届けし続けることの帰趨として、より多くのお客様が生まれながらにして持つ個性や才能といった「ユニーク」を表現することにつながると信じております。

近年におけるテクノロジーの飛躍的な進化は、多くの製品やサービスを生み出し、従来から用いられてきた筆記具に加えて、お客様の表現手段の選択肢の幅を広げました。さらに、インターネットの普及によって加速度的にグローバル化が進んだ一方で、地球環境という共通の資源に対する喫緊の課題への関心の高まりから、お客様の消費に対する価値観は大きく変化し、加えてシェアリングやサブスクリプションといった新たな購買のありかたをも生み出されました。そして、このような著しい社会環境の移り変わりのなかにおいて、お客様ひとりひとりの価値観も多様化し、多様な価値観を表現することへの喜びは益々普遍的なものとなっていると考えております。

当社は、このような環境であるからこそ、改めてこれまでの創業から積み重ねてきたお客様への提供価値に立ち返り、それを起点として、筆記するための道具をつくる「筆記具メーカー」から、お客様それぞれが持つユニークを表現する喜びをお届けする「表現革新カンパニー」へと生まれ変わることを決意いたしました。「生まれながらにすべての人がユニークである」という信念に基づき、「書く、描く」ことを通じて、世界中のあらゆる人々の生まれながらに持つ個性と創造性を解き放つというお客様への提供価値を具現化してまいりたいと考えております。筆記具には、お客様ひとりひとりのユニークを引き出し、高め、彩り、共感しあえるものへと変える力があります。当社は、創業から取り組んできた筆記具事業がお客様にお届けしてきた提供価値と真摯に向き合い、性別、文化、障がいを始めとするひとりひとりが生まれ持った様々な違いを可能性に変えることで、豊かな表現や新たなつながりを生み出すことによって、違いを美しさにとらえ、新たな技術によって世界を彩ることに尽力してまいりたいと考えております。

当社は、企業価値という概念にはいくつかの意味合いがあり、経済価値・株主価値として将来獲得するキャッシュフローを現在の価値に引き直した数値や株式の時価総額に焦点が当てられることも理解しております。その一方で、企業価値という言葉には、世の中に必要とされる製品やサービスを企業が意思を持って送り出す、株主の皆様やお客様をはじめとする当社を取り巻く方々の期待にお応えするという企業活動それ自体の意義も含まれると考えております。いずれにしても、当社においてその源泉となるものは、創業以来蓄積された技術力や開発力、個々の従業員が有する豊富な経験や知恵とノウハウ、そしてそれらを育み伝承

する企業風土や文化、経営方針であると考えております。そして、環境や時代の変化のなかで、この企業価値の源泉と幾度となく向き合い、研鑽し、磨き続けることによって、当社及び当社で働く従業員に躍動感や勢いが生まれ続け、その結果として企業価値も高まり、ひいては株主やお客様、従業員、お取引先、社会コミュニティなど当社を取り巻くすべての方々にとっての価値が最大化するものと信じております。

そして、当社は、当社の考える企業価値の源泉を磨き、さらに進化させていくことを通じて、企業としての社会的責任を果たしたうえで、持続的な成長を目指し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を一層高めてまいりたいと思います。

2. 企業価値向上のための取組み

当社は、本年1月より、創業150年を迎える2036年に向けた長期ビジョンとしてのありたい姿を「世界一の表現革新カンパニー」といたしました。この長期ビジョンの達成への足掛かりとすると同時に企業価値の向上を図るための取組みとして、本年1月より「uni redesign」を基本方針とした2022年から2024年までの中期経営計画をスタートさせました。その重点方針は、以下の3点であります。

一点目は、「筆記具事業のグローバル化」であり、その概要は、これまで日本起点で行ってきた筆記具事業をグローバル発想に転換し、ユニークな筆記具をより多くの方にお届けすることによって、世界中の人々の「ユニークさ」を表現することに貢献します。二点目は、これまで筆記具という製品や技術を中心にとらえてきた事業を、新たに「書く、描く」というお客様への提供価値を起点にとらえ直し、これらの提供価値を具現化することのできる新規事業を創出し育成することに注力することであり、筆記具事業と新規事業を組み合わせることにより、これまでにない顧客体験を提供することを目的としております。最後に、これらの方針の実現の基盤であり、さらには持続的な成長の足掛かりとして、「サステナブルな体制」を構築することによって、企業の成長のみならず、自然環境・社会との共生を図り、表現を楽しみ続けられる自由でボーダレスな社会の実現に向けて貢献します。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、当社が考える企業価値の源泉に対して真摯に向き合い、これらを磨き上げ、より深めることが必要であると考えております。そして、その取組みの手始めとして、まずはこの中期経営計画に基づき競争力の更なる強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の方をは

じめとした当社を取り巻くすべての方々にとっての利益を最大化することにつながると考えております。

中期経営計画の詳細につきましては、2022年2月17日に開示いたしました「『ありたい姿2036（長期ビジョン）』『中期経営計画2022-2024』の策定に関するお知らせ」をご参照ください。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会により経営の監督及び監査を行っております。取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、さらに取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上とすることにより、独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図ってまいりました。また、経営の監督機能と業務執行機能を分離することによって、客観的な立場から経営を監督する枠組みを強化するとともに、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図ることなどを目的として、執行役員制度を導入しております。監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。

一方で、当社は、コーポレート・ガバナンスとは、当社を取り巻くすべての方にとって「より良い会社をつくるための仕組みづくり」だと考え、その実効性ある取り組みのひとつとして、2021年12月16日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。コーポレート・ガバナンスを強化するために、当社を取り巻くすべての方にとってどのような取り組みが良いのか、継続して考えることが必要であり、当該基本方針の定めるところによって、さらに充実したコーポレート・ガバナンス体制の構築に向けた検討を深め、「より良い会社をつくる」ために、引き続きコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

なお、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の内容につきましては、2021年12月16日に開示いたしました「『コーポレート・ガバナンスに関する基本方針』の制定のお知らせ」をご参照ください。

三 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って、旧プランを更新し、導入するものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するために、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを導入することといたしました。

なお、2021年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。当社は、現時点において、特定の第三者から大量買付けを行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付けその他の取得若しくはこれに類

似する行為又はこれらの提案^[1]（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ①当社が発行者である株券等^[2]について、保有者^[3]の株券等保有割合^[4]が20%以上となる買付その他の取得^[5]又は第三者が自己の共同保有者^[6]となる関係の組成行為
- ②当社が発行者である株券等^[7]について、公開買付け^[8]を行う者の公開買付け後の株券等所有割合^[9]及びその特別関係者^[10]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を開始又は実行してはならないものとします。

[1] 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

[5] 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。本議案において同じとします。

[6] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。なお、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該保有者若しくはその共同保有者又は(i)の者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（本議案において「契約金融機関等」といいます。）は、当該保有者の共同保有者とみなします。本議案及び本プランにおける株券等保有割合の計算において同じとします。

[7] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

[8] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

[9] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

[10] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、共同保有者及び契約金融機関等は、特別関係者とみなします。本議案において同じとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの
手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のな
されたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて
「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買
付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日
本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、
意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日（※）以内に、買付説明書（以下に定義
されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等
に対して交付いたします。買付者等においては、当社が交付した書式に従い、下記の各号に
定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と
総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

※営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる以外の日をいいま
す。

記

- ①買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等^[11]と
する者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等
の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）^[12]
- ②買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、
方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③買付等の価格及びその算定根拠
- ④買付等に際して第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内
容及び当該第三者の概要
- ⑤買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

[11] 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

[12] 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

- ⑥買付者等と第三者との間で当社の株券等に関する合意がある場合又は合意をする予定がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑦買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑧買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑩当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します（独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（当社取締役会が買付説明書を受領してから60日間を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するように要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書を受領してから（但し、独立委員会が買付者等に対して回答期限を定めた上で追加的に情報を提供するよう求めた場合は、当該回答期限の翌日から）原則として最長90日間（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない公開買付けによる買付等の場合には最長60日間）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本対抗措置実施の要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本対抗措置の概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置（以下「本対抗措置」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(2)

「本対抗措置実施の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨その他本対抗措置の中止を行うべき旨等の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 本対抗措置実施に係る勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 本対抗措置実施に係る勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本対抗措置の不実施の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本対抗措置を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、但し、下記の(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとし、

なお、当社取締役会は、独立委員会が本対抗措置の不実施の勧告をした場合又は株主総会が本対抗措置を実施することを否決する決議をした場合には、本対抗措置を実施しません。

(g) 株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本対抗措置を実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本対抗措置の実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程することができるものとし、

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、具体的な延長期間及び延長の理由を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本対抗措置実施の要件

本プランの発動として本対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ①株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針又は事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、取引先、顧客等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれのある場合

(3) 本対抗措置の概要

当社が本プランに基づき発動する買付等に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとします。但し、法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該対抗措置が用いられる可能性もあります。

本プランに基づき対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その概要は、以下のとおりとします。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1カ月間から6カ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者^[13]、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者^[14]、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者^[15]（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

[13] 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

[14] 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

[15] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの導入手続

本プランについては、当社定款第16条に基づき、本総会における決議により、旧プランを更新して本プランを導入するとともに、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間とし、当該委任期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において、本プランを廃止する旨の決議、若しくは本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年2月17日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む本対抗措置自体は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本対抗措置実施時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランにおいては、本対抗措置の実施時においても、当社株主の皆様（非適格者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。本対抗措置を実施する場合には、法令及び金融商品取引所の規程に従い、適時適切な開示を行ってまいります。

また、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合に、株主及び投資家の皆様に与える影響は以下のとおりです。

(i) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則として、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手續」(e)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権の対象株式数1株当たり1円を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本対抗措置の概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した中期経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えます。

(b) 株主意思の重視

本プランは上記三3.(4)「本プランの導入手続」記載のとおり、株主の皆様の意思を反映させるため、本総会においてその導入をお諮りする予定です。

また、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合には株主総会において本対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができることとしております。

加えて、本プランには、導入された後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨等の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(c) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。これにより、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(d) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三3.(2)「本対抗措置実施の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本対抗措置の実施又は不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本対抗措置の実施又は不実施
 - ②本対抗措置の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ②買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④買付者等との協議・交渉
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑨その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

[氏名] 青山 藤詞郎 (あおやま とうじろう)
当社社外取締役
[生年月日] 1951年8月29日
[略歴] 1979年3月 慶應義塾大学工学博士
1988年4月 同大学理工学部機械工学科助教授
1995年4月 同大学理工学部機械工学科教授
1996年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授
2009年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長
2015年6月 DMG森精機株式会社社外取締役 (現任)
2016年3月 公益社団法人精密工学会会長
2017年3月 当社社外監査役
2017年4月 慶應義塾大学名誉教授
2017年5月 学校法人慶應義塾常任理事
2019年3月 当社社外取締役 (現任)
2021年8月 一般財団法人慶応工学会理事長 (現任)

※青山 藤詞郎氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役です。

[氏名] 梶川 融 (かじかわ とおる)
当社社外監査役
[生年月日] 1951年9月24日
[略歴] 1976年10月 監査法人中央会計事務所入所
1979年9月 公認会計士登録
1990年5月 株式会社柿安本店監査役
1990年9月 太陽監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 代表社員
1997年6月 株式会社柿安本店社外監査役 (現任)
2000年7月 太陽監査法人総括代表社員
2005年4月 青山学院大学大学院教授
2010年4月 同大学大学院客員教授
2014年6月 キッコーマン株式会社社外監査役 (現任)
2014年7月 太陽ASG有限責任監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 代表社員
会長 (現任)
2017年3月 当社社外監査役 (現任)

※梶川 融氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役です。

[氏名] 嶋本 正 (しまもと ただし)
 当社社外取締役候補者
 [生年月日] 1954年2月8日
 [略歴] 1976年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村
 総合研究所）入社
 2002年4月 同社執行役員情報技術本部長
 2004年4月 同社常務執行役員情報技術本部長
 兼研究創発センター副センター長
 2008年6月 同社代表取締役専務執行役員事業部門統括
 2010年4月 同社代表取締役社長
 2015年4月 同社代表取締役会長兼社長
 2016年4月 同社取締役会長
 2019年6月 同社取締役
 2021年6月 同社特別顧問（現任）
 2021年6月 リーディング・スキル・テスト株式会社取締役（現任）

※嶋本 正氏は、本総会第3号議案が承認された場合、会社法第2条第15号に定める
 当社の社外取締役となります。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

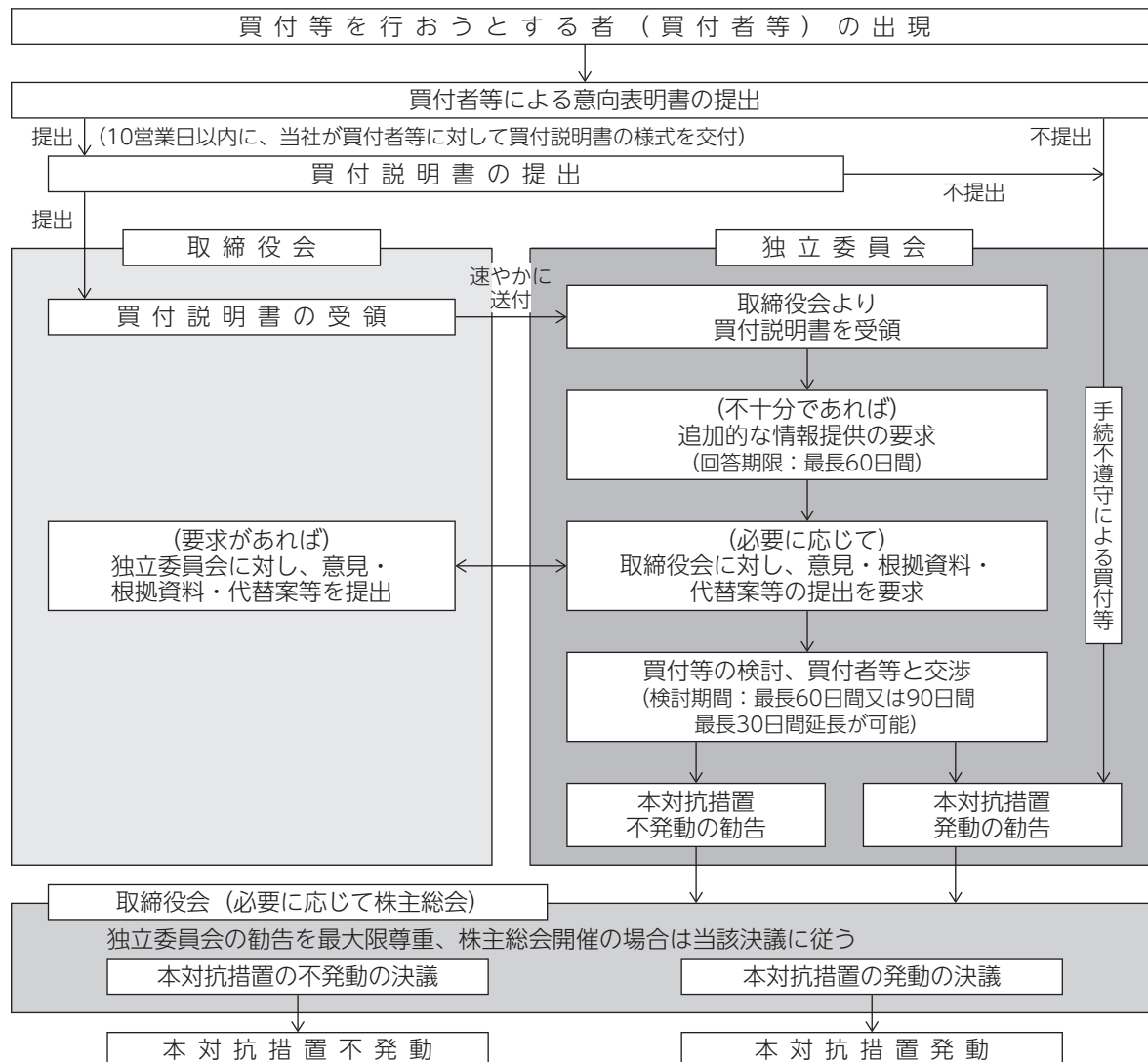
株主総会参考書類

当社の大株主の状況（2021年12月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,681百株	6.98%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	29,165	5.00
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	25,337	4.34
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	25,000	4.29
三 菱 鉛 筆 取 引 先 持 株 会	24,363	4.18
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	23,440	4.02
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	19,030	3.26
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	19,030	3.26
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	17,994	3.08
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,274	2.79

※上記のほか、当社は自己株式を60,308百株保有しております。また、上記「持株比率」は、発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除して算出しております。

当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ



(注) 本図は本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照下さい。

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page, intended for writing.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

The image shows a page of primary-ruled paper. It consists of 20 horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for writing. The lines are light gray and the background is white.

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

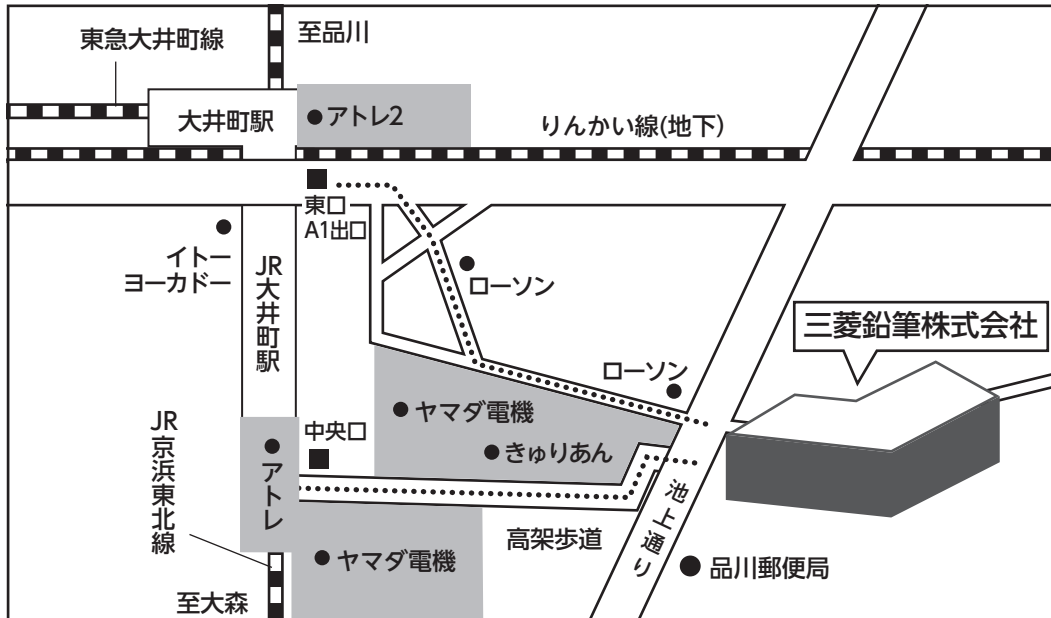
株主総会会場ご案内略図

東京都品川区東大井五丁目23番37号

当社本店 2階セミナールーム

電話 03 (3458) 6221

(前回と会場を変更しております。)



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口(アトレ側)、りんかい線大井町駅
A1出口又は東急大井町線大井町駅から徒歩4~5分
駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。